

ゼロからわかる！インボイス講座

～ 消費税・インボイスの仕組みと
制度スタートまでにすべきこと ～

令和4年11月1日作成



税理士法人 クラフトマン
代表社員 高谷 新悟

Menu



1. インボイスの仕組み
2. 免税事業者のインボイス対応の検討
3. 自社発行インボイスについて (売上)
4. 他者から受領したインボイスについて (経費等支払)

1. インボイスの仕組み

インボイスとは？今までの請求書と何が違うの？

区分記載請求書（現行）

～令和5年9月

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△

●年■月分

■月▲日	割りばし	550 円
■月▲日	牛 肉	※5,400 円
⋮		
合 計		43,600 円
(10%対象)		22,000 円)
(8%対象)		21,600 円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス

令和5年10月～

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△ (T1234...)

●年■月分

■月▲日	割りばし	550 円
■月▲日	牛 肉	※5,400 円
⋮		
合 計		43,600 円
10%対象	22,000 円	内税 2,000 円
8%対象	21,600 円	内税 1,600 円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

【インボイスの要件ポイント】

- ・登録番号の記載が必要
- ・税率ごとに区分した消費税額の記載が必要
- ・消費税の端数処理は税率ごとインボイス1つごとに1回限り
- ・令和5年10月1日より前からインボイスの形式で発行⇒OK！
→自社発行の請求書の様式見直し・改定をしましょう！
- ・インボイスは受領したものは保管必須
発行したインボイスの控えも保管必須（現・請求書控え）
- ・記載事項が間違っていた場合は再発行が必須
※受領者側で勝手に訂正はできない
- ・インボイスのみが消費税の仕入税額控除の対象となる
※一定期間の経過措置はあり
- ・3万円未満の領収書もインボイスは必要

1. インボイスの仕組み

インボイス交付義務の免除とは？

[以下の取引はインボイス発行が困難なので、インボイス交付義務が免除される]

※それ以外は金額の大小にかかわらずインボイスの交付が必要！

- ① 3万円未満の公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
- ② 3万円未満の自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等
- ③ ポストに投函される郵便
- ④ 回収される入場券
- ⑤ 質屋の一般消費者からの仕入
- ⑥ 宅建業者の一般消費者からの建物の仕入
- ⑦ 従業員等に支給する旅費日当、通勤手当
- ⑧ 農協、卸売市場の特例（今回のセミナーでは説明割愛） など

**上記はインボイスの保存は不要ではあるが、帳簿への記載は必要なので注意！
日本の消費税は「帳簿＋インボイス保存方式」です**

1. インボイスの仕組み

インボイスを発行するためにすべきこと

「適格請求書発行事業者の登録申請」を所轄税務署に提出する

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例
【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください(下の「」に☑を記載した場合を除きます。)

※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください。

※ 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。

免税事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に☑を記載してください。

「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(*)について記載してください。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

該当しない場合に「はい」に☑を記載してください。

(注) 「加増税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(*)について記載してください。

※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

【登録申請のポイント】

- ・R5.10.1からスタートさせるための期限は原則R5.3.31までです。
- ・特例としてR5.9.30まででもR5.10.1から適用可能となっています。
- ・番号通知までのタイムラグがあり、請求書等への記載対応等の事務も必要となるため、**早めに申請しましょう！**

☆要注意！

免税事業者はこの届出を出すと「消費税課税事業者を選択したこと」になるので、しっかりと検討の上で提出しましょう！

1. インボイスの仕組み

インボイスを発行するためにすべきこと

登録が終わると、国税庁の検索サイトで公表されます

国税庁

インボイス制度
適格請求書発行事業者公表サイト

税理士法人クラフトマンの情報

最新情報

登録番号

T1370005009313

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた 13桁の番号で検索することができます。

法人番号公表サイトへ

氏名又は名称

税理士法人クラフトマン

登録年月日

令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区柏木 1 丁目 2 番 3 8 号 柏木丁ビル 2 階

【登録番号のポイント】

- ・法人はT+13桁の法人番号が付番されます。
- ・個人はマイナンバーとは異なる13桁の番号が付番されます。

1. インボイスの仕組み

インボイスを発行するためにすべきこと

店舗名、事務所名がある方は「屋号」で登録することができる！

【屋号登録のポイント】

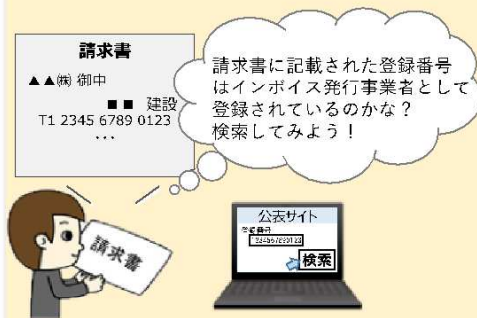
- ・「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出。
- ・屋号は1つしか登録できないので注意！ ※複数の飲食店など経営している個人は1つしか選択できない

請求書やレシートに「屋号」を記載している個人事業者の皆さまへ

適格請求書発行事業者公表サイトに **屋号（お店の名前）** を公表することができます！

屋号を公表することで、あなたがインボイス（請求書やレシート）に記載した登録番号を、取引先が公表サイトで確認する際に、それがあなたのお店の登録番号なのかを確認しやすくなります。

取引先



屋号を公表して いない 場合

山田 ●夫 の情報
登録番号
T1234567890123
氏名又は名称
山田 ●夫
登録年月日
令和5年10月1日

空欄...
どのお店のものか
分かりづらい...

受け取った請求書に記載してあるお店の名前が表示されないため、発行したお店が適格請求書発行事業者であるかが分かりづらい。

屋号を公表して いる 場合

山田 ●夫 の情報
登録番号
T1234567890123
氏名又は名称
山田 ●夫
登録年月日
令和5年10月1日
主たる屋号
■■建設

1分かる！

受け取った請求書に記載されたお店の名前と表示される屋号が一致しているため、発行したお店が適格請求書発行事業者であることがよく分かる。

「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出することで、公表サイトに **屋号** を公表することができます。是非、ご検討ください！

「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出は、**e-Tax** をご利用ください！

例) 個人事業者
屋号…クラフトマン事務所
個人本名…高谷新悟

【インボイス登録番号を検索した時】
屋号登録していない
→ 「氏名・高谷新悟」
お客様…「誰？」

屋号登録している
→ 「氏名・高谷新悟」
「屋号・クラフトマン事務所」
お客様…「高谷新悟？ああ、
クラフトマンね。安心」

1. インボイスの仕組み

消費税の計算の仕組みを再確認しましょう！

売上	110,000円 (消費税10,000円)
仕入・経費	33,000円 (消費税3,000円)
利益	77,000円

【本則課税 (通常の消費税計算の仕組み)】

$$\text{納付すべき消費税額} = 10,000\text{円} \triangle 3,000\text{円} = 7,000\text{円}$$

【特例① 簡易課税選択事業者】

2年前 (基準期間) の課税売上高が5000万円以下だと届出により選択可能

$$\text{納付すべき消費税額} = 10,000\text{円} \triangle (10,000 \times 50\%) = 5,000\text{円}$$

※第5業種 (サービス業) の場合

【特例② 免税事業者】

2年前 (基準期間) の課税売上高が1000万円以下

$$\text{納付すべき消費税額} = 0\text{円}$$

1. インボイスの仕組み

もらった請求書がインボイスじゃないときの影響

売上	110,000円 (消費税10,000円)
仕入・経費	33,000円 (消費税3,000円と記載はあったけど)
利益	77,000円



仕入・経費33,000円の請求書を確認したらインボイスじゃなかった！

売上	110,000円 (消費税10,000円)
仕入・経費	33,000円 (消費税0円として扱われる＝控除対象じゃなくなる！)
利益	77,000円

納付すべき消費税額＝10,000円 △ 0円＝10,000円 ⇒税額増えてる！

※簡易課税、免税事業者は本人としては影響なし

売上	110,000円 (消費税10,000円)
仕入・経費	30,000円 (消費税0円だが、その分値引されていれば)
利益	80,000円

**納付すべき消費税額＝10,000円 △ 0円＝10,000円 だが、
そもそも消費税相当の3,000円業者に払っていないのでプラマイゼロ**

1. インボイスの仕組み

経過措置

売上	110,000円 (消費税10,000円)
仕入・経費	33,000円 (消費税0円として扱われる＝控除対象じゃなくなる！)
利益	77,000円

仕入・経費33,000円の請求書を確認したらインボイスじゃなかった！

令和5年10月～令和8年9月 (3年間) は8割控除認める

納付すべき消費税額 = 10,000円 $\triangle$ $3,000 \times 80\%$ 円 = 7,600円

⇒少し負担が軽減される

令和8年10月～令和11年9月 (3年間) は5割控除認める

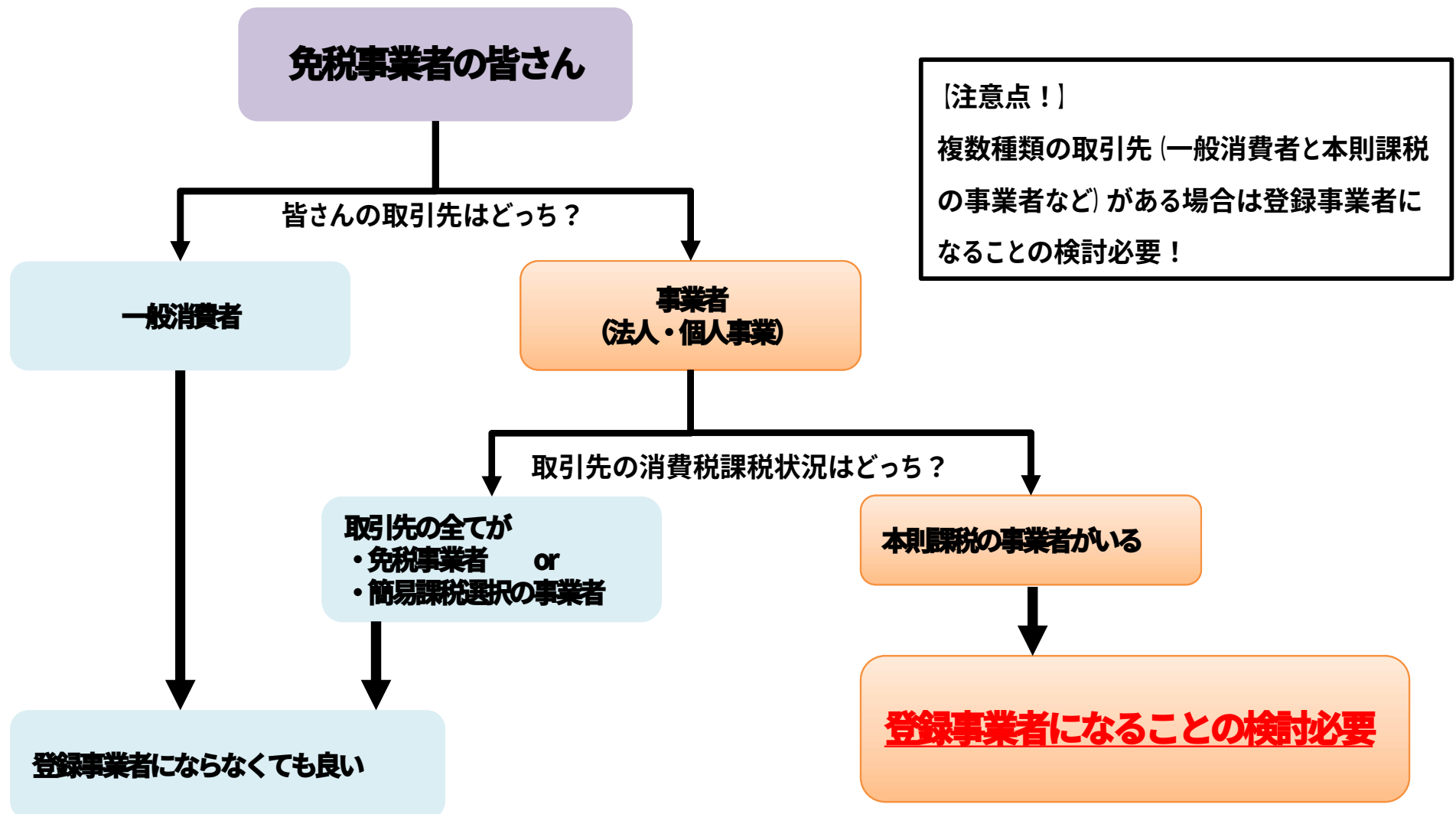
納付すべき消費税額 = 10,000円 $\triangle$ $3,000 \times 50\%$ 円 = 8,500円

令和11年10月以降...経過措置終了

納付すべき消費税額 = 10,000円 $\triangle$ 0円 = 10,000円

2. 免税事業者のインボイス対応の検討

自分は、インボイス発行事業者に登録すべきなのか？



2. 免税事業者のインボイス対応の検討

インボイスについての重要ポイント

- ・インボイス発行のためには事前に「適格請求書発行事業者の登録申請」を税務署に提出必要
- ・インボイスは消費税の課税事業者しか発行できない
- ・免税事業者である司法書士がインボイスを発行しようとする、「課税事業者」になり消費税を納税する義務が生じる
- ・取引先の種類によってインボイスを「欲しがる取引先」と「欲しがらない（不要）な取引先」がある。
- ・「インボイス発行を求める取引先」は消費税課税事業者で本則課税の事業者 ①
- ・「インボイス発行を求めない取引先」は一般消費者、免税事業者、簡易課税選択事業者 ②
- ・皆さんの取引先の一部（または全部）が①の場合はインボイス発行事業者への登録検討必要
- ・インボイス発行事業者ではない場合、「消費税分値引きしろ！」や「あなたとは取引しません！」などの交渉（？）が生じうる
※独占禁止法などで、優位な地位を利用しての一方的な取引条件変更・打切等は禁止されています。。。

２．免税事業者のインボイス対応の検討

インボイスについての重要ポイント

公正取引委員会HPより

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyounkijun/invoice_qanda.html

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A Q7の6 登録事業者となるような態様（しょうよう）等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

2. 免税事業者のインボイス対応の検討

免税のままか、課税事業者となりインボイス発行か。。。

【現状】

利益計算 $770\text{万} - 220\text{万} = \underline{550\text{万}}$
所得税・住民税 約62万
税引後手取 **約488万**

ご自身の事業状況に照らし合わせ検討してみましょう！

課税事業者になる

免税事業者のまま

【①消費税分を値引き対応した場合】

利益計算 $700\text{万} - 220\text{万} = \underline{480\text{万}}$
所得税・住民税 約46万
税引後手取 **約434万**

【②2割の取引先から仕事なくなった場合】

利益計算 $616\text{万} - 220\text{万} = \underline{440\text{万}}$
所得税・住民税 約38万
税引後手取 **約402万**

【③原則課税の場合】

消費税納税額 $70\text{万} - 20\text{万} = 50\text{万}$
利益計算 $770\text{万} - 220\text{万} - 50\text{万 (消費税)} = \underline{500\text{万}}$
所得税・住民税 約50万
税引後手取 **約450万**

【④簡易課税の場合】

消費税納税額 $70\text{万} - 35\text{万} (70 \times 50\%) = 35\text{万}$
利益計算 $770\text{万} - 220\text{万} - 35\text{万 (消費税)} = \underline{515\text{万}}$
所得税・住民税 約53万
税引後手取 **約462万**

出所：日本FP協会発行 FPジャーナル2022年10月号p.29参照

3. 自社発行のインボイスについて (売上)

自社発行のインボイスを考える (売上)

請求書 発行日: 2022年5月10日

⑥ ○○株式会社 御中

ご請求額
¥76,800

① 株式会社△△(T0000・・)
〒000-0000
東京都品川区○○0-0-0

日付	費目	金額	
② 4/1	商品 A ③	25,000	
4/1	商品 B ※	10,000	
4/29	商品 C	35,000	
	小計	¥70,000	
④ 10%対象	¥60,000	⑤ 10%消費税	¥6,000
8%対象	¥10,000	8%消費税	¥800

③ ※は軽減税率 (8%) 対象

司法書士事務所の場合

請求書 (or 領収書) をインボイスとするケースが多いと考える
現状の請求書・領収書をインボイス仕様にカスタムしよう！
システム利用している場合はシステムベンダーに
インボイス対応の予定を確認しましょう。

[インボイス記載6要件]

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率対象品目である旨)
- ④ 税率ごと区分して合計した対価の額 (税抜or税込)
- ⑤ 税率ごと区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

3. 自社発行のインボイスについて（売上）

顧問料や家賃など請求書・領収書が発行されない取引

複数書類でインボイス6要件を満たせばOK！（経費支払いについても同様）

国税庁は、請求書・領収書等が発行されない家賃支払いについて、質疑応答で次のように回答しています。

【回答要旨】

振込金受取書を建物賃貸借契約書とともに保存することで仕入税額控除の要件を満たしているものとして取り扱います。なお、賃料に変更があった場合には、変更契約書も併せて保存するものとします。

【インボイス記載6要件】

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称・登録番号 | ...契約書に記載 |
| ② 取引年月日 | ... 通帳or振込金受取書で確認 |
| ③ 取引内容（軽減税率対象品目である旨） | ...契約書に記載 |
| ④ 税率ごと区分して合計した対価の額（税抜or税込） | ...契約書に記載 |
| ⑤ 税率ごと区分した消費税額等 | ...契約書に記載 |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 | ...契約書に記載 |

POINT

契約書が上記内容に沿っていない場合は、覚書の締結or契約書の結び直しは必須となるので確認しましょう！

4. 他者から受領したインボイスについて

相手から受領したインボイスの税務（経費等支払）

対象者：消費税の本則課税事業者

対象外：免税事業者、簡易課税選択事業者（個別取引で仕入税額控除を計算しない為）

【現状の消費税計算上の経費集計】

- ・課税仕入 ...消費税控除対象経費
- ・非課税仕入 ...保険料、支払利息など
- ・不課税仕入 ...租税公課など

☆インボイス6要件を満たしているかは受領した側に確認義務がある
☆不備があった場合は支払先に再作成の依頼が必要

いままでより消費税の判断が複雑になります！

【インボイス制度開始後の消費税軽案上の経費集計】

- ・インボイス登録事業者からの課税仕入（インボイスの場合）
- ・免税事業者等の非登録事業者からの仕入（インボイスではない場合）
- ・非課税仕入
- ・不課税仕入

※これまで同様に、各課税取引については税率8%、10%の別に集計も必要

おわりに

インボイス制度スタートまであと1年を切りました
電子帳簿保存法対応など新しい課題は次々に出てきます。
一歩ずつで良いので、新制度への対応をしていきましょう！

税理士法人クラフトマン
社員税理士 高谷 新悟